## 20. とりこわし

#### 1 一般事項

本節に定める参考歩掛りにおける仕様は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大 臣官房官庁営繕部)に基づく解体工事を前提としている。

# 2 参考歩掛り

## (1) 適用条件及び留意事項

- イ. 「(2) 細目工種 表RA-22-4~表RA-22-10」においては、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のとりこわしに適用する。
- ロ. 「(2) 細目工種 表RA-22-1~表RA-22-3」においては、下記のとおりとする。

## (イ) 適用条件

- ・原則として事務を取扱う庁舎の基礎を含めた解体に適用する。
- ・原則として鉄筋コンクリート造地上4階以下に適用する。なお、建物の地下階、免 震及び制振構造の建物の場合には適用できない。
- ・原則として独立基礎の場合に適用する。なお、全面ピットの建物には適用できない。
- ・地上からの作業による解体工法に適用する。
- ・ベースマシンは、バックホウ0.8m³2台及び0.5m³1台を標準とする。なお、参考歩掛りでは、ベースマシンをバックホウ0.8m³に換算した所要量である。
- ・ベースマシンの運搬に要する費用は、重機0.8m<sup>3</sup>2台及び0.5m<sup>3</sup>1台を別途計上する。 なお、敷地に余裕のない場合は適用できない。
- ・圧砕機が主体の解体を標準とする。
- ・外構及び工作物の解体には適用できない。

#### (口) 留意事項

上部躯体とは、1階床面より上部をいう。また、基礎部躯体とは、1階床面より下部をいう。なお、仕上げ等とは、躯体の解体に先がけて行う必要がある仕上げ材等をいう。